

議案第7号

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

木津川市消防団員等公務災害補償条例（平成19年木津川市条例第204号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)」の施行により、「非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）」が令和6年4月1日から施行され、損害補償に係る補償基礎額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

木津川市消防団員等公務災害補償条例（平成19年木津川市条例第204号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。</p> <p>ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 900円</u>とする。</p> <p>ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円</p>

を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3・4 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	<u>12,500</u> 円	<u>13,350</u> 円	(略)
分団長及び 副分団長	<u>10,800</u> 円	<u>11,650</u> 円	<u>12,500</u> 円
部長、班長 及び団員	<u>9,100</u> 円	<u>9,950</u> 円	<u>10,800</u> 円

備考 (略)

を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3・4 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	<u>12,440</u> 円	<u>13,320</u> 円	(略)
分団長及び 副分団長	<u>10,670</u> 円	<u>11,550</u> 円	<u>12,440</u> 円
部長、班長 及び団員	<u>8,900</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>10,670</u> 円

備考 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の木津川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた木津川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。